

# 北部地区大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

## (名称)

第1条 この会議は「北部地区大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

## (目的)

第2条 協議会は、水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づき、平成24年7月の九州北部豪雨災害及び平成27年9月の関東・東北豪雨災害ならびに平成28年8月の東北・北海道豪雨災害を踏まえ、河川管理者、気象台、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、大分県北部地区において洪水氾濫等が発生することを前提とし、社会全体で常に洪水等に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

2 協議会における「北部地区」とは、豊後高田市、宇佐市における県管理河川流域及び、土砂災害危険区域を指定された地区をいう。

## (協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

## (幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

## (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するため各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て非公表とする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した協議会構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を大分県河川課に置く。

2 事務は、大分県河川課、大分県砂防課、大分県豊後高田土木事務所、大分県宇佐土木事務所、豊後高田市総務課、宇佐市危機管理課が共同で行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成29年5月29日から施行する。

本規約は、平成30年3月19日から施行する。

本規約は、平成30年6月14日から施行する。

本規約は、令和元年6月10日から施行する。

本規約は、令和4年6月17日から施行する。

別表 1

豊後高田市	市長
宇佐市	市長
気象庁 大分地方気象台	台長
大分県 土木建築部 河川課	課長
大分県 土木建築部 砂防課	課長
大分県 生活環境部 防災局 防災対策企画課	課長
大分県 北部振興局	局長
大分県 豊後高田土木事務所	所長
大分県 宇佐土木事務所	所長
国土交通省九州地方整備局 山国川河川事務所	所長 (オブザーバー)

別表 2

豊後高田市 総務課	課長
宇佐市 危機管理課	課長
気象庁 大分地方気象台	防災管理官
大分県 土木建築部 河川課	班総括
大分県 土木建築部 砂防課	班総括
大分県 生活環境部 防災局 防災対策企画課	班総括
大分県 北部振興局	地域防災監
大分県 豊後高田土木事務所	建設・保全課長
大分県 宇佐土木事務所	建設・保全課長
国土交通省九州地方整備局 山国川河川事務所	副所長 (オブザーバー)